

- 本県の多くの人工林が本格的な利用期を迎え、森林資源の循環的な利用の確保が求められている中、平成31年3月、「山梨県県産木材利用促進条例」を制定し、県産木材の更なる利用の推進を図っていく必要がある。
- 行政や林業・木材産業関係団体、建築設計・建設業者団体に加え、商工関係団体による、『Yamanashiウッド・チェンジ・ネットワーク』を立ち上げ、県産木材の積極的な利用による、持続可能な社会の実現に向け、県産木材が利用しやすいプラットフォームづくりに取り組むこととする。

## 目 的

民間建築物等に県産木材の利用の促進を図るため、産官民が連携することで

- ・ 木造のイメージを**チェンジ**
- ・ 低層非住宅・中高層建築物を木造に**チェンジ**
- ・ 持続可能な社会へ**チェンジ**

## 構成等

- ・ 協議会は、県産木材の利用に取り組もうとする企業、団体、行政組織等によって構成（会長：長崎知事）
- ・ 取り組みを具体的に進めるための運営協議会を設置



## 実施体制等

### ネットワーク活動

- ・ **木材利用活性化の組織・人づくり**  
ネットワークの運営、木造建築技術者の育成に関すること
- ・ **木材利用の普及・啓発活動**  
県産木材の良さや利用の意義などの普及啓発に関すること
- ・ **地域産業の循環を前提とした木造公共建築物等の建設**  
公共性の高い民間建築物の建設に関すること

